

関係団体の長 殿

鹿児島県土木部長

建設関連業務委託に係る最低制限価格について（通知）

平素より、本県の土木行政の推進に御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、県が発注する建設関連業務委託に係る最低制限価格について、下記のとおり算定することとしましたのでお知らせします。

なお、貴下会員に対し、周知していただきますようお願いいたします。

記

- 1 測量・建設コンサルタント等業務委託に係る最低制限価格
最低制限価格は、予定価格に80%（地質調査業務は85%）を乗じて得た額とする。
- 2 維持修繕業務委託
 - (1) 積算体系が土木工事標準歩掛によるもの
最低制限価格は、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額を用いて、下記の式で算出される額（K）に100分の108を乗じて得た額（ただし、その額が、予定価格に10分の9を乗じて得た額を超える場合にあつては10分の9を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7を乗じて得た額に満たない場合にあつては10分の7を乗じて得た額）とする。
※ $K = (A + B + C + D) \times 1.02$
A：直接工事費の額に10分の9.5を乗じて得た額
B：共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
C：現場管理費の額に10分の8を乗じて得た額
D：一般管理費の額に10分の5.5を乗じて得た額
 - (2) 積算体系が土木標準歩掛によらないもの
最低制限価格は、予定価格に87%を乗じて得た額とする。
- 3 測量・建設コンサルタント等業務とは、鹿児島県測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格審査要綱（平成21年鹿児島県告示第485号）第2条第1号に規定する業務（測量業務、建築関係建設コンサルタント業務、土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務）をいう。
- 4 維持修繕業務委託とは、測量・建設コンサルタント等業務委託を除く、清掃、除草、伐採、剪定、補植、点検業務等をいう。
- 5 この通知は、平成26年4月1日以降に指名通知を行う建設関連業務委託についての請負契約から適用する。